HSBCアセットマネジメント株式会社

「HSBC 新BRICs ファンド」 投資信託約款変更(予定)のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度弊社では、追加型証券投資信託「HSBC 新BRICs ファンド」につきまして、下記のとおり投資信託約款の変更(以下、「約款変更」といいます。)を予定しておりますので、お知らせいたします。

このお知らせは、法定手続きの一環として、対象となる受益者の皆様にお送りさせていただくものです。

何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本状に関してご不明な点がある場合には、以下までお問い合わせください。

HSBCアセットマネジメント株式会社 約款変更についてのお問い合わせ専用窓口

電話番号 : 0120-773-735 (フリーダイヤル)

受付期間 : 2022年11月28日~2023年1月5日

受付時間: 午前9時~午後5時 (土、日、祝日を除く)

敬具

<記>

1. 予定している約款変更の内容

(1) 対象ファンド

追加型証券投資信託「HSBC 新BRICs ファンド」(以下、「当ファンド」といいます。)

(2) 変更内容

当ファンドは、主に、BRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国)諸国の株式等を主要投資対象とする投資信託証券に投資しておりますが、ロシアの株式等をその主要投資対象からはずします。

公告日現在、当ファンドは主として「HSBC グローバル・インベストメント・ファンド BRIC マーケッツ エクイティ クラス J1C」(以下、「HSBC GIF BRIC マーケッツ エクイティ」といいます。)に投資しておりますが、約款変更後は、BICs(ブラジル、インド、中国)諸国の株式へ投資を行う下記主要投資対象ファンドに概ね均等に投資します。

ファンド名	略称
HSBC グローバル・インベストメント・ファンド Brazil Equity	HSBC GIF ブラジル株式
HSBC グローバル・インベストメント・ファンド Indian Equity	HSBC GIF インド株式
HSBC グローバル・インベストメント・ファンド Chinese Equity	HSBC GIF 中国株式

- ※約款変更が決定となり、投資対象ファンドの入れ替えを行うために現在の主要投資対象ファンドである「HSBC GIF BRIC マーケッツ エクイティ」を売却する際、同投資対象ファンドにおける実質的なロシア株式等へのエクスポージャーを完全に排除できない可能性があります。その場合は、実質的なロシア株式等のエクスポージャーを維持することとなりますが、該当部分につきましては売却可能と判断された時点で速やかに売却する予定です。
- ※この変更に伴う投資対象ファンドの入れ替えの際、現状の売買の際と同様に投資対象ファンドの純流出入額がファンドの純資産額の一定割合を超える場合、取引コストや税金等の影響を軽減させるために、一単位当たりの純資産額の調整を行うことがあります。

上述の約款変更が決定となった場合、2023年2月3日付で以下の変更をあわせて行います。

- ・当ファンドの名称を「HSBC 新BRICs ファンド」から「HSBC 新BICsファンド」に変更。
- ・当ファンドの信託報酬を、信託財産の純資産総額に年 1.485% (税抜年 1.35%) の率を乗じて得た額から、年 1.43% (税抜年 1.30%) の率を乗じて得た額に変更。(投資対象ファンドの運用管理費用(年 0.60%程度) を加味した受益者の実質的な負担は、年 2.085% (税抜年 1.95%) 程度から年 2.03% (税抜年 1.90%) 程度に変更になります。)
- ・申込受付不可日(受益権の取得申込みに応じない日または一部解約の実行の請求を受付けない日)から「米国の証券取引所の休場日」を削除。

詳細は後掲の<約款変更の新旧対照表>をご覧ください。

2. 変更理由

ロシア株式への投資につきましては、2022 年 2 月 24 日に発生したロシアによるウクライナ侵攻以降、西側諸国によるロシアへの制裁強化およびロシア中央銀行による取引規制等を受けて、証券取引は実質上停止され、現在もロシア市場への投資が出来ない状態が継続しております。

ロシア株式への投資の正常化について見通しが立たない中、BRICs (ブラジル、ロシア、インド、中国) 4 ヶ国の株式等を主要投資対象とする当ファンドの運用方針の維持は困難となっております。

そのため弊社では、約款の「運用の基本方針」に規定する主要投資対象からロシア株式をはずし、BRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国)諸国からBICs(ブラジル、インド、中国)諸国の株式等へと変更して運用を行うことが、受益者の皆様の利益に資するものと判断し、所要の手続きを行うものです。

3. 約款変更の手続きおよび日程

① 公告日(受益者確定日) : 2022年11月28日(月)

② 異議申立期間 : 2022年11月28日(月)から2023年1月5日(木)まで

③ 約款変更適用日(予定) : 2023 年 2 月 3 日(金)

公告日(2022年11月28日)現在の受益者の方は、異議申立期間中に、HSBCアセットマネジメント株式会社に対し、書面によりこの約款変更に対して異議を申し立てることができます。

なお、この約款変更にご異議のない場合、何ら手続きの必要はございません。

異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が、受益者確定日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、2023 年 2 月 3 日付で約款変更を実施いたします。

異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が、受益者確定日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超える場合は、約款変更を行いません。この場合、約款変更しない旨を、異議申立期間終了後、速やかに公告し、かつ、公告日現在の当ファンドの受益者の方に、販売会社を通じて書面にてご報告いたします。

なお、公告の方法は、弊社ホームページ(www.assetmanagement.hsbc.co.jp)にて電子公告いたします。

4. 異議申立ての方法について

予定しております約款変更に対し、異議のある方は、**郵便はがき等の書面**に下記(2)の内容をご記入の上、**2023 年1月5日(木)必着**で、下記(1)の宛先までご郵送ください。

(1) 宛先

〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-11-1 HSBCビルディング HSBCアセットマネジメント株式会社 投信営業本部 約款変更に関する異議申立て窓口宛

(2) ご記入いただく内容

- ①住所 ②氏名又は会社名(署名又は捺印) ③電話番号(日中連絡先)
- ④ファンド名(正式名)⑤販売会社名および取扱店名、口座番号*
- ⑥受益者確定日現在の受益権口数** ⑦約款変更に反対する旨
- * 当ファンドを複数の口座でお持ちの方は、保有するすべての販売会社名および取扱店名、口座番号をご記入ください。
- ** ご自身の受益権口数がご不明の場合は、取扱販売会社へご確認の上、ご記入ください。
- (注1) 上記の記入内容に不備等がある場合には、異議申立てをお受けできなくなる場合がありますのでご注意 ください。
- (注 2) 異議を申し立てられた受益者の方の受益権口数の確認のため、弊社は販売会社に対して口数等の確認を行います。その際、必要がある場合にはご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

(3) 個人情報の取扱い

異議を申し立てられた受益者の方の上記「(2) ご記入いただく内容」にある個人情報の取扱いにつきましては、当該約款変更の決議のために弊社で使用するほか、以下の目的のために弊社と販売会社および受託会社との間で、その内容を共有することにご同意いただけたものとして取り扱わせていただきます。

- ① 販売会社において、異議申立て書類の記入内容を確認するため。
- ② 受託会社において、買取請求された場合の買取請求手続きを行うため。

5. 異議申立ての受益者の買取請求手続きについて

約款変更が決定した場合は、異議を申し立てられた受益者の方は、以下の手続きにより、販売会社を通じて受託会社に対し、信託財産による買取りを請求することができます。この買取請求は、異議を申し立てられた受益者の方が、改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2の規定に基づいて受託会社に対して行うものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。異議を申し立てられた受益者の方は、買取請求をしなければならないものではありません。引き続き保有していただくことも、通常通り換金(一部解約)していただくこともできます。

買取請求期間 2023年1月13日(金)から2023年2月1日(水)まで

- ①HSBCアセットマネジメント株式会社より、異議を申し立てられた受益者の方に買取請求必要書類送付
- ②買取請求必要書類をご記入の上、販売会社の取扱店へ買取請求必要書類のご提出
- ③同封の「「マイナンバー(個人番号)」ご提出のお願い」をご確認の上、マイナンバーを受託銀行へ ご提出
- ④販売会社から委託会社を経由して受託会社への買取請求必要書類の送付
- ⑤受託会社での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの実行
- ⑥受託会社からご指定銀行口座への買取代金のお支払い

買取価額は、原則として、受託会社が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日に算出される解約価額とさせていただきます。また、個人の受益者は買取による譲渡益に課税され確定申告が必要となり、法人の受益者は買取金額が個別元本を超過する部分に対して課税*され源泉徴収の対象となりますのでご留意ください。(*非課税扱いの受益者を除きます。また、税法が改正された場合には、上記の取り扱いが変更になることがあります。)

なお、上記のような種々の手続きが必要となるため、**買取代金のお支払いには、通常の換金の** お申込みよりも日数を要する可能性があります。また、振込手数料は買取請求を行った受益者 の方の負担とし、買取代金の中から差し引かせていただきます。

6. 通常の換金のお申込みについて

異議申立期間中、買取請求期間中ともに、約款変更に対し異議を申し立てられたか否かにかかわらず、**販売会社においては、通常通り、換金のお申込みを受付けます**(ただし、上記の買取請求を行った場合、換金のお申込みを行うことができなくなりますのでご留意ください。)。

7. その他

約款変更が決定となった場合、日本経済新聞掲載名称を「新BICs株」に変更します。

以上

<約款変更の新旧対照表>

追加型証券投資信託 [HSBC 新BRICs フ	ァンド〕約款
新	旦
<ファンド名称>	<ファンド名称>
HSBC 新BICsファンド	HSBC <u>新BRICs ファンド</u>
追加型証券投資信託	追加型証券投資信託
HSBC 新BICsファンド	HSBC 新BRICs ファンド
- 運用の基本方針-	- 運用の基本方針-
2. 運用方法	2. 運用方法
(2) 投資態度	(2) 投資態度
①主に、BICs(ブラジル、インド、中国)諸国	①主に、BRICs(ブラジル、ロシア、インド、
の株式等を主要投資対象とする別に定める投資信	中国)諸国の株式等を主要投資対象とする投資
託証券に投資します。また、BICs諸国の株式	
等を主要投資対象とするETF(上場投資信託)	株式等を主要投資対象とするETF(上場投資
にも投資することがあります。	信託)にも投資します。
②上記①の投資信託証券への投資にあたっては、	②上記①の投資信託証券への投資にあたっては、
BICs諸国の株式等をそれぞれ主要投資対象	別に定める投資信託証券の組入比率を高位に保
とする投資信託証券に概ね均等に投資します。	つことを基本とします。なお、ETFの組入れは
とり 公父貝 中 に 此分に 例 は め 寺に 父貝 しより。	低位とします。
③~⑥<省略>	<u> </u>
追加型証券投資信託	追加型証券投資信託
HSBC <u>新BICsファンド</u>	HSBC <u>新BRICs ファンド</u>
約 款 	約 款
[信託報酬等の額および支弁の方法]	[信託報酬等の額および支弁の方法]
第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額	第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額
は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、	は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、
投資信託財産の純資産総額に年10,000分の130の	投資信託財産の純資産総額に年10,000分の135の
率を乗じて得た額とします。	率を乗じて得た額とします。
②③<省略>	②③<同左>
《付表》	《付 表》
【別に定める投資信託証券】	【別に定める投資信託証券】
運用の基本方針および投資信託約款第21条第1項の	
「別に定める投資信託証券」は次のものをいいます。	「別に定める投資信託証券」は次のものをいいます。
・ルクセンブルグ籍証券投資法人(米ドル建)	・ルクセンブルグ籍証券投資法人(米ドル建)
HSBC グローバル・インベストメント・ファンド	· ·
Brazil Equity	Brazil Equity
HSBC グローバル・インベストメント・ファンド	
Indian Equity	Indian Equity
HSBC グローバル・インベストメント・ファンド	· ·
Chinese Equity	Chinese Equity
HSBC グローバル・インベストメント・ファンド	· ·
BRIC マーケッツ エクイティ※	BRIC マーケッツ エクイティ <u>クラスJ1C</u>
※売却が完了したら付表から削除します。	
「別に宝みる取得由込の受けて可し・一部解約の受けて	┃ ┃┃別に定める取得申込の受付不可日・一部解約の受付不
「別にためる取得中込の支的不可且・一部解釈の支的不可目】	「
· · · -	^円
	大質信託が承第13条第1項、第40条第2項の「別に足し トス亜仕不可用」は次のよのないいます。

・イギリスの証券取引所の休場日(半休日を含み

める受付不可日」は次のものをいいます。

・ブラジルの証券取引所の休場日

<削除>

める受付不可日」は次のものをいいます。

・イギリスの証券取引所の休場日(半休日を含み

・ブラジルの証券取引所の休場日

・米国の証券取引所の休場日

ます。)	ます。)
・インドの証券取引所の休場日	・インドの証券取引所の休場日
・香港の証券取引所の休場日	・香港の証券取引所の休場日
・ルクセンブルグの銀行休業日	・ルクセンブルグの銀行休業日

≪ご参考≫ 主要投資対象ファンドの概要

ファンド名	HSBC グローバル・インベストメント・ファンド Brazil Equity (HSBC GIF ブラジル株式)
シェアクラス	クラス J 1 C
形態	米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人
運用の基本方針	ブラジルの株式を主要投資対象とし、中長期的なトータル・リターンの最大 限の獲得を目的とします。
主 な 投 資 対 象	ブラジルの株式等 (ヘッジ目的および効率的なポートフォリオの運用に資する目的でデリバティブ取引を行う場合があります。)
決 算 日	年1回(毎年3月31日)
分 配 方 針	原則として、分配を行いません。
マネジメントフィー*	年 0. 60%
その他費用	有価証券の売買にかかる手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書 換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用等
申 込 手 数 料	ありません。
償 還 条 項	すべてのクラスの純資産額の合計が 50 百万米ドルを下回った場合等には、 償還する場合があります。
投 資 顧 問 会 社	HSBCグローバル・アセット・マネジメント (UK) リミテッド

ファンド名	HSBC グローバル・インベストメント・ファンド Indian Equity (HSBC GIF インド株式)
シェアクラス	クラス J 1 C
形態	米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人
運用の基本方針	インドの株式を主要投資対象とし、中長期的なトータル・リターンの最大限 の獲得を目的とします。
主な投資対象	インドの株式等(ヘッジ目的および効率的なポートフォリオの運用に資する目的でデリバティブ取引を行う場合があります。)
決 算 日	年1回(毎年3月31日)
分 配 方 針	原則として、分配を行いません。
マネジメントフィー*	年 0. 60%
その他費用	有価証券の売買にかかる手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書 換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用等
申 込 手 数 料	ありません。
償 還 条 項	すべてのクラスの純資産額の合計が 50 百万米ドルを下回った場合等には、 償還する場合があります。
投 資 顧 問 会 社	HSBCグローバル・アセット・マネジメント (香港) リミテッド

フ	ア	ン	ド	名	HSBC グローバル・インベストメント・ファンド Chinese Equity (HSBC GIF 中国株式)
シ	工	アク	ラ	ス	クラス J 1 C
形				態	米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人
運	用(の 基 🧵	本 方	針	中国の株式を主要投資対象とし、中長期的な資産の成長を目的とします。
主	な	投資	対	象	中国の株式等(ヘッジ目的および効率的なポートフォリオの運用に資する目的でデリバティブ取引を行う場合があります。)
決		算		日	年1回(毎年3月31日)

分	西语]	力	î	針	原則として、分配を行いません。
マン	ネジァ	ィン	トラ	フィ、	*	年 0.60%
そ	Ø	他	1	費	用	有価証券の売買にかかる手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書 換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用等
申	込	手	1	数	料	ありません。
償	逻	n n	条		項	すべてのクラスの純資産額の合計が 50 百万米ドルを下回った場合等には、 償還する場合があります。
投	資	顧	問	会	社	HSBCグローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッド

- *HSBCアセットマネジメント株式会社は、当該ファンドへの投資残高に応じてマネジメントフィーの一部を収受します。
- ※上記投資対象ファンドにおいて、日々の純流出入額がファンドの純資産額の一定割合を超える場合、取引コストや税金等の影響を軽減させるために、一単位当たりの純資産額の調整を行うことがあります。
- (注)上記の内容は本書作成時現在のもので、今後変更される場合があります。また、投資対象ファンドは、委託 会社の判断により見直しを行うことがあります。

この資料は情報提供を目的として作成したものであり、特定の商品の投資勧誘を目的として作成したものではありません。 投資判断の最終決定は、お客様ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

むさし証券の概要

商 号 等:むさし証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

リスクについて

国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券(上場有価証券等)の売買等にあたっては、株式相場、金利水準等の変動や、投資信託、投資証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品等(裏付け資産)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格等が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

- ◎ 上場有価証券等の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ◎ 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご留意ください。
- ◎ 上場有価証券等が外国証券である場合、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外国証券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外国証券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- ※ 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。
- ※ 新規公開株式、新規公開の投資証券及び非上場債券等についても、上記と同様のリスクがあります。

手数料等諸費用について

当社取り扱いの商品等にご投資いただく場合

各商品毎の所定の手数料をご負担いただく場合がありますが、商品毎に異なるため、ここでは表示することができません。

また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

投資信託につきましては、手数料の他、信託報酬等・その他の費用(監査費用、運営・管理費用等)等を御負担いただきますが、これらの費用等は、事前に計算できませんので表示しておりません。

当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。